

## 令和4年度 第2回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和4年11月10日(木) 午後1時~午後1時50分  
2. 場 所 : 会津若松市栄町第二庁舎第三会議室  
3. 議 事 : 報告案件

- (1) 会津若松市国民健康保険特別会計の決算概要  
(2) 会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告  
(3) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組報告

4. 委員会出席者 (敬称略)
- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長)            |
| 副会長 | 平野 淳子                |
| 委 員 | 五十嵐 公一               |
| 委 員 | 江川 清                 |
| 委 員 | 小檜山 正行 (議事録署名人)      |
| 委 員 | 鈴木 千秋                |
| 委 員 | 千葉 明恵                |
| 委 員 | 矢吹 孝志                |
| 委 員 | 後藤 竜也                |
| 委 員 | 二瓶 優子 (議事録署名人)       |
| 委 員 | 梅津 竜                 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中12名出席) |

5. 事務局出席者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 健康福祉部長    | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長  | 長谷川 健一 |
| 国保年金課長    | 佐藤 陽一  |
| 国保年金課主幹   | 原田 真   |
| 国保年金課主幹   | 上田 裕司  |
| 健康増進課主幹   | 鶴川 利恵子 |
| 国保年金課副主幹  | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹  | 馬場 康幸  |
| 健康増進課主任技査 | 長島 咲子  |

## <議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は12名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 小檜山 正行 委員、二瓶 優子委員の2名を指名する。  
それでは、報告案件(1)から(3)について一括して事務局より説明をお願いしたい。

事務局 報告案件(1) 令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要について説明する。

1. 被保険者の状況については、令和3年度末被保険者数が25,019人となり、前年度比較で523人減少した状況である。

2. 決算の概要について、令和3年度歳入における国民健康保険税は、被保険者数の減少により、3,890万円の減となった。次に国庫支出金は、令和2年度にはシステム整備があったが令和3年度にはなかったため、1,147万円の減となった。県支出金については、給付費が伸びたことに伴い、2億3,424万円の増となった。合計して、115億4,447万7,944円となった。

歳出について、保険給付費は2億3,145万円の増、国民健康保険事業費納付金は1億774万円の増となった。その他として準備金積立金の減があったため、1億2,999万円の減となった。歳出の合計であるが、112億2,113万9,662円となり、歳入歳出差引額は、3億2,333万8,282円となった。

(1)収支の状況だが、今ほど申し上げた歳入歳出差引額で申し上げたとおり、黒字となったものであり、主な要因としては新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の賦課額を少なく見込んでいたが、賦課額がその見込を上回ったためである。(3)国民健康保険税の収納額については、前年度と比較し3,890万円の減、1.8%の減となったものであり、被保険者数の減少によるものである。

2ページ、(4)保険給付費について、2億3,145万円の増であり、受診控えの解消もあり、前年度比3.1%の増となった。一人当たり医療費も令和3年度は、362,679円であり、前年に比べ17,343円増加した。(5)準備金残高については、令和3年度末において2億9,458万8千円となり、令和2年度より若干増加した。この準備金については、県に支払う国保事業費納付金の支払いの充てるものであり、準備金残高については国保事業費納付金の過去3か年平均額の10%を上限とし、条例に定めて積み立てることとしているものである。

報告案件(2) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告について説明する。

3ページ、国保事業の健全化のために掲げた4項目についての取組を報告するものである。1.国保税の適正賦課と収納率向上の取組について、国保税率の改定については、平成28年度分の税率を改定して以降、令和3年度まで税率の改定を行わず据え置いてきた。次に収納については、収納率の向上を図るため、次の取組を行ってきた。

①国保推進員の訪問による納付勧奨と収納業務、居住実態調査、②口座振替、コンビニ納付、インターネット納付の推進、③月末の夜間・休日臨時窓口設置、④短期保険証・資格証明書交付による納税相談機会の確保、⑤財産調査の実施による担税力確認と財産差押、これらの取組を継続したことにより、令和3年度現年度分収納率は、92.86%であり、目標値92.67%は達成したものである。滞納繰越分は17.70%で、あわせて71.86%となった。

4ページ、2.医療費適正化への取組について、(1)レセプト点検については、請求内容の点検等を、診療報酬明細書点検専門員8名により行い取り組んだ結果、財政効果率は1.33%となったものである。令和2年度が1.17%であり、0.16%増加したものである。(2)重複・頻回受診者への訪問指導については、令和3年度の実績としては対象者20名のうち18名に訪問指導を行った。3.健康づくりへの取組、4.その他の取組については、報告案件3において報告する。5.今後の取組であるが、収納率については、現年度収納率は目標を達成したが、過年度分収納率は目標を下回っているため、より一層の収納率向上に向け次の取組を行っていく。まず、①研修による納税交渉のスキルアップと収納率向上に関する先進事例の研究、②滞納者の担税力を早期に見極め処分の可否判断を実施、③預貯金、生命保険、給与、不動産等の財産調査の強化の3点に取り組みでいく。(2)医療費適正化については、費用対効果・・・第三者求償や不当利得などの返還請求の着実な実施に取り組みでいく。健康づくりなどについては、被保険者の健康増進に加え医療費適正化につながることから、引き続き事業の点検・評価を行いながら実施していく。

5ページ、報告案件(3)会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査当実施計画の取組報告について説明する。

会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画に基づき、健康課題である生活習慣病の発症や重症化予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、メタボリックシンドロームの減少のため、次の保健事業を実施した。

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を必要とするメタボリックシンドローム該当者などが掘り起こされる重要な健診であり、40歳～74歳の被保険者を対象として実施し、また、受診率の向上にも取り組んだ。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、6月実施予定であった大江戸温泉物語あいづでの集団健診を中止した。

実施内容は、集団健診については、公民館やコミュニティセンターなど13か所において6月から10月まで実施した。施設健診については、市内医療機関41か所において6月から11月まで実施した。受診率向上の取組については、特に令和2年度から開始した受診歴等個別の事情を踏まえた受診勧奨通知を継続して実施し、通知の送付以降563人の新規受診者があり、受診率向上効果があった。

法定受診率については、令和3年度は令和2年度同様の45.4%をとった。受診率については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に減少したが、令和3年度は同率となった。

年齢別受診率は、若い年代ほど受診率が低い傾向であり、未受診者への受診勧奨については、分類別通知による受診勧奨や、39歳被保険者への「スマートフォン簡易検査」による40歳からの特定健康診査への受診喚起を実施した。

次に7ページ、特定保健指導については、特定健康診査結果からのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の該当者を対象に、本人が健診結果を理解し、自ら生活習慣の改善を目指して行動できるよう、専門職が支援を行った。実施内容については、初回面接は、令和3年8月から令和4年3月まで、継続的な支援としては、令和3年

9月から令和4年9月まで実施した。

法定実施率については、令和3年度は63.6%であり、前年度比で2.4ポイント増加した。計画に掲げた目標値は達成できなかったが、国の目標値（60%）は達成した。

8ページ、重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業について、特定健康診査の血圧、腎機能等の検査項目の結果に基づき、医療機関を受診する必要がある方を対象に、保健師による重症化予防のため個別支援を実施した。

また、糖尿病の重症化予防を強化し、新たな透析患者の減少を図るため、平成29年度から血糖に関する対象者を拡大、保健師による個別支援に加え、糖尿病治療中で腎機能が低下している方には、主治医と連携のもと、管理栄養士による栄養指導を実施した。腎機能の再検査を要する方には、医療機関への紹介体制を継続し、連携を図った。

個別支援の実施内容は、面接により令和3年8月から令和4年8月まで実施した。実施人数は、血圧が212名、腎機能が75名、血糖が426名、脂質異常が74名、心電図が41名であり、令和2年度より支援人数が増加した。

ほかに、一定の数値以上の方を対象に講演会を実施し、令和3年度から新たに健康教室を開催した。

そのほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を、年6回送付した。

また、令和元年度から開始した全市民向けの「會津 LEAD」プロジェクトについて、国民健康保険被保険者に対しても生活習慣病予防の意識向上と成人肥満者減少のための生活習慣の改善を啓発した。

また、がん検診との一体的な受診環境を向上させることによる、特定健康診査の受診率向上を図った。

9ページ、これらの取組の結果として、目標に対する結果をまとめた。

特定保健指導対象者の割合は、減少傾向にあり、令和3年度は24.4%であり令和3年度に目標を達成した。

特定健診受診者におけるⅡ度高血圧以上の該当者の割合は年々増加しており、目標からみて厳しい状況にある。

脂質異常症や腎機能低下者の割合の減少については、令和3年度の目標を達成した。

糖尿病の有病者の割合は、増加傾向にあり、糖尿病の治療継続者も増加傾向にあり、次の50代男性受診者に占めるメタボ該当者の割合は増加傾向にある。

喫煙率は、多少の減少はみられるものの、ほぼ横ばいとなり、ジェネリック医薬品の普及率は、国の目標値80%を達成している。

10ページ、今後の取組についてであるが、これまでの取組状況や目標の達成状況を踏まえ、計画に掲げた目標の達成に向けて、引き続き、生活習慣病の予防や健康づくりの取組を行っていく。

まず、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上に引き続き取り組み、一人でも多くの方の健康状態の把握に努めながら、自らが健康を保持できるような効果的な保健事業を行っていく。

次に、高血圧、血糖等の項目に関する目標達成には、継続した取組みが不可欠であるため、血圧や脂質、血糖、腎機能等の検査結果による保健指導を引き続き実施していく。

メタボリックシンドローム該当者の減少のため、肥満の解消及び「予防」のため

の生活習慣に関する啓発に努め、新たな透析患者の減少のため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、医療機関受診のための個別支援や、糖尿病治療中の腎機能低下者に対する主治医と連携した栄養指導等を継続して行っていく。

説明は以上である。

会 長 質問はあるか。

江 川 3ページ(2)について、収納率が落ちたことには何か具体的にネックになっているものがあるのか。

事務局 現年度分は徐々に上がっているが、滞納繰越分については、収納率が落ちている。複数年滞納している方については、累積滞納が多くなり解消されず、滞納繰越分の収納率を向上させていくことが難しい状況である。

江 川 5つの取組を実施しても解消は難しいのか。

事務局 現年度分に集中して取り組んでおり、その分は向上する結果となったが、積み重ねた滞納額の多い方は難しい状況がある。まず、はじめに財産調査、預金調査を行い、財産がない方は分割納付の相談となるが、分割納付もなかなか進んでいかない状況もあり、難しい部分となっている。

矢 吹 収納率9割だが、1割納付されていない。新規滞納者や古い滞納者とあると思うが、長期間滞納者は生活保護にいくのか、時効を含めて基準があるのか。

事務局 まず財産調査を行い、財産があれば保険税に充当する。低所得や病気の方は、差し押さえの執行停止をして何年間か状況確認しながら、時効となる場合もある。最初は必ず財産調査をして、催告などを行い可能な限り納付をいただくよう取り組んでいる。

五十嵐 短期保険証・資格証を受けている方は、滞納者数と同数か。

事務局 ずれはある。3ページの表の滞納者数は、全体の滞納者数である。令和3年度の短期証は274名、資格証は90名であり、約360名が該当されている。滞納されている方に、分割納付をされている方もおり、ずれがある。

江 川 4ページのレセプト点検だが、令和2年度は3,300万であり、令和3年度は増えているが、①について資格喪失後受診が割合として多いのか。主に保険のミスマッチがあったということか。

事務局 ①については、そのとおりである。4ページの額は、点検した結果の財政効果額であり、令和2年度1.17%が令和3年度は1.33%となり効果が上がっている。結果、点検によって医療費の適正化が図られた。

五十嵐 収納率と滞納者数だが、令和4年度はどれくらいになるか。

- 事務局 7月から翌年5月まで収納対策として継続して行っているもので、現在の収納率は持ち合わせていないが、令和3年度よりは向上するように取り組んでいる。
- 会 長 収納率について、被保険者数からみると1割強の滞納者がいることになり不公平感を感じると思う。国保税だけでなく市税もあると思うが、他部局と連携した業務の効率化や収納対策には取り組んでいるのか。
- 事務局 市税は財務部納税課が担当しているが、同じ管理システムを使用し情報共有を図ることができる体制になっている。納税課で支払いを受ければこちらにも共有される。また財産調査についても連携を図りながら実施している。
- 会 長 ほかの市町村の結果を出している先進事例は調査しているのか。
- 事務局 県が作成したマニュアルがあり、ほかの市町村の取組紹介もあるので、本市における実施も検討をしている。現在本市ではコンビニ納付やインターネット納付を実施しており、令和4年度はスマホアプリ決済も導入し、納税者の利便性向上にも取り組んでいる。
- 矢 吹 レセプト点検の財政効果額の評価についてだが、②再審査等は人為的に介入して効果が考えやすいと思うが、①資格点検についてはある程度機械的にわかるのではないか。また③の徴収金などはチェックする入り口として病名など難しい点はないか。
- 事務局 確かに資格点検については、機械的な点検は行われるが、保険者として医療機関や薬局とやり取りをした結果となっている。③については診療報酬明細書ではわからない場合でも、ご本人に照会するなどして交通事故とわかれば損害賠償請求をするということになる。
- 矢 吹 チェックする入口として病名をみるのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 そのほかないか。
- 会 長 その他事務局からあるか。  
円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。